

令和4年度 国民健康保険税を改定

表1 令和4年度 市国民健康保険税の税率

	被保険者均等割額 (被保険者1人につき徴収する額)	世帯別平等割額 (世帯につき徴収する額)	所得割税率 (基準総所得金額 (※1)に掛ける率)	賦課限度額 (年間課税額の上限)
基礎課税額 (医療分)	2万5200円	2万2000円	7.89%	65万円 (+2万円)※2
後期高齢者 支学金等課税額	9500円	7400円	2.47%	20万円 (+1万円)※2
介護納付金課税額	1万1800円	9300円	2.09%	17万円

※1「基準総所得金額」は前年中(令和3年1~12月)の収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費などを差し引き、さらに基礎控除(43万円)を差し引いた額
※2()内は、前年度との増減額

表2 令和4年度 未就学児※1人に係る均等割額

	均等割額 (法定軽減後)	未就学児に係る 均等割減額	軽減後の均等割額
7割軽減	1万410円	5205円	5205円
5割軽減	1万7350円	8675円	8675円
2割軽減	2万7760円	1万3880円	1万3880円
軽減なし	3万4700円	1万7350円	1万7350円

100円未満の端数は調整するため、減額後均等割額が表の金額と異なる場合があります。
※対象は国民健康保険に加入している令和4年4月1日時点で6歳未満の未就学児。今年度は平成28年4月2日以後に生まれた人が対象です。

市は、令和4年度の国民健康保険税について、基礎課税額(医療分)と後期高齢者支学金等課税額の賦課限度額を表1の通り改定します(税率は従前の通り)。

を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、4月1日から未就学児に係る均等割額について減額します。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、所得制限などは設けず、未就学児に係る均等割

額の2分の1を減額します(申請不要)。既に低所得者の均等割軽減(法定軽減)が適用されている世帯には、法定軽減後の均等割額より2分の1を減額します(詳しくは表2の通り)。

就労の場を提供

障害者就労チャレンジ

市は、障がいのある人に就労の場を提供し、就労意識と意欲、技能の向上を目指すことを目的とした就労チャレンジ事業を行います。登録制。

対象は市内在住で障害者手帳を持つ人(取得見込みの人含む)で、求職中の人(施設などで一般就労に向け訓練中の人も可)。賃金は最低賃金。作業内容・募集人員などは次の通り。いずれも募集人員は各期2人。

【返却図書の整理】▽勤務期間 8~11月、12月~来年3月の平日週2日、午後1~4時
勤務場所 図書館(こば蔵)



公用自動車の洗車

【公用自動車の洗車】勤務期間 9月、来年3月の平日午後1~4時
勤務場所 市役所
内容 公用自動車を水と洗剤で洗い、タオルで拭き上げて車内

▽内容 図書のラベルに書かれたひらがな・カタカナ・数字・アルファベットをもとに図書を分類し、棚に戻す作業。

【会計文書の整理】▽勤務期間 10月18日~11月17日の平日午前10時~午後4時
勤務場所 市役所
内容 記載された漢字をもとに文書を分類し、ファイリングする作業(計算作業なし)。

【市役所1階の障害福祉課から地域生活支援センターにある応募用紙に必要事項を書いて、6月10日までに郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所障害福祉課へ。選考あり。

◎各作業の支援員 経験不問。勤務内容は、障がいのある人に各作業で付き添い、作業を支援します。賃金は市会計年度任用職員賃金。応募方法など詳しくは市障害福祉課へ。

▽市障害福祉課
784・8032、
ファクス784・8036。
◆高齢者特別給付金の支給とバス・タクシー券の交付
市は高齢者特別給付金(表1)の支給やバス特別乗車証など(表2)の交付をしています。

表1 高齢者特別給付金

支給対象者	支給月額
大正15年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人などで年金制度上、老齢年金などを受給できない人	3万3208円

表2 バス・タクシー券

種類	交付対象者
市バス特別乗車証(無料乗車証)	70歳以上の人(ただし、市内に継続して1年以上居住している人)、身体障害者手帳(1~4級)、療育手帳(A・B1判定)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人、戦傷病者手帳を所持する人(所得制限あり)、被爆者健康手帳を所持する人(所得制限あり)。福祉タクシー利用券との併給はできません
福祉タクシー利用券	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人、65歳以上で要介護4または5の在宅寝たきり高齢者。市バス特別乗車証との併給はできません

◆運転免許制度の改正 5月13日に道路交通法が改正されました。

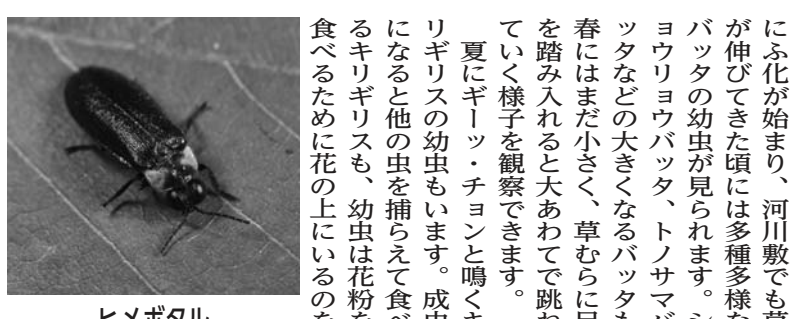
第3回 公共施設マネジメント 推進検討委員会

5月30日(月) 午後3時半、市役所議会議事室で。議題は「伊丹市公共施設等総合管理計画の中間見直しについて」。

◆マイナンバー窓口休日開庁市は、休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナンバーの相談などができる窓口を次の通り開設します。
▽日時 5月15・29日、6月12・26日の日曜午前9時~午後3時
▽場所 市役所1階の市民課1番窓口。
▽担当 伊丹市民課マイナンバー担当 784・8121。



伊丹の広場
学芸員 知識
春の猪名川
河川敷の昆虫たち



ヒメボタル

【口座振替と携帯電話番号の登録のお願い】国民健康保険税条例施行規則の改正に伴い、国民健康保険税の納付は、年金からの特別徴収世帯を除き、口座振替が原則となりました。

丹(空港内の草むらを中心に繁殖している)とみられています。東岸の林辺りには、ヒメボタルというホタルが生息します。ゲンジボタルより一回り小ぶりですが、幼虫は陸上の貝を食べて育つため、水際でなくとも見られます。本市では5月中旬に成虫が発生し、夜には白い光がチカチカと発光するのを見ることが出来ます。

この河川敷に数多くの昆虫が見られるのは、広い範囲に人手があまり入っていない草むらや林があるためです。土手の歩道を歩くだけでもさまざまな昆虫がみられ、私たちにはわくわくする場所です。
▽昆虫館 785・3582。